

自民党「新憲法草案」の基本的問題点と 日本国憲法の現代的意義（講義草稿）

岩 本 勲

Some Fundamental Problems of “LDP’s Draft of The New Constitution of Japan”
and Contemporary Causes of The Constitution of Japan. (a draft of a manual)

IWAMOTO Isao

はじめに

自民党は2005年、結党50周年を期して、「新憲法草案」（新憲法起草委員会，平成17年10月28日。以下、「新草案」と略記）を公表した。国会において野党を含めて改憲勢力が3分の2を超える現状にあつて、憲法・教育基本法改定を中心政策に掲げる安倍・自民党新総裁が誕生し、戦後の長い歴史を持つ憲法改定問題はいよいよ現実の政治的日程に上らされることとなった。周知のごとく、安倍の祖父は、日米安保改定と並べて憲法改定を悲願とした元A級戦犯容疑者・岸信介であり、迎え撃つ野党・民主党の鳩山・幹事長はまた、1950年代初期に初めて憲法改定を公約に掲げた日本民主党総裁・鳩山一郎の孫である。この奇妙な人的組み合わせに象徴されるごとく、かつての自社対決＝保革対決ではなく、保守・保守中道右派「対決」という政治的組み合わせの中で、戦後、半世紀以上にわたる与野党の中心的な政治的争点のひとつである憲法改定問題が、今やその決着に向かって重大な一歩を踏み出した。

「新草案」は一見すれば、あたかも第9条の改定を除いて部分的な手直しに過ぎないかのごとくに装われているが、しかし、その本質は日本国憲法の原理のみならず、近代憲法の原理さえをも根本的に覆す内容となっている。したがって、まずは「新草案」が示して

いる内容の基本問題に限っても、それを吟味することが必要となる。ついで、「新草案」が破棄しようとしている日本国憲法の現代的意義を明らかにする。このためには、近代憲法の原理にさかのぼって、また同時に、日本国憲法と大日本帝国憲法との断続関係、および日本国憲法の制定過程の吟味も含めて、全体的な検討が不可欠となっている。もとより、日本国憲法が無矛盾で完璧なものでないことも争えない事実であり、したがって、日本国憲法の検討は、その意義と共にその君主主義的・ブルジョア的限界も明らかにすることともなろう。本稿は、以上のような検討のための素描である。

(一) 自民党の「新草案」の政治経済的基礎

1. 日本国憲法の基本原理を全面的に覆す新憲法案としての「新草案」

① 前文

「新草案」が日本国憲法改定案ではなく、「新憲法草案」として提起されているところに、その基本的性格が表明されている。「新草案」の前文冒頭、「日本国民は自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する」と記されている。この一文には、日本国憲法をいわゆる「押し付け」憲法と看做し、新しく「自主憲法」を制定するとする自民党の真意がこめられている。新憲法は、「新草案」によれば手続き的には、日本国憲法の改正手続き規定（第96条）に従って改正憲法として成立することになっているが、その意図するところは、あくまでも「新憲法制定」である。したがって、本来ならば、日本国憲法に基づく現国会ではなく、新しく憲法制定議会を選出ししなければならないにもかかわらず、現行憲法の改正手続きによって新憲法を制定しようとしているところに、最初のごまかしが存在する。

前文第2段落で、象徴天皇制を維持し、国民主権、民主主義、自由主義と基本的人権の尊重、平和主義と国際協調主義の基本原則は不変の価値として継承すると記されている。この文脈では、象徴天皇制の維持が宣言されて、その次に国民主権の継承が続く。このことは、現行の日本国憲法前文においては天皇制には言及がなく国民主権と社会契約説が強調されていることと、全く対照的である。もとより、自民党内部には根強く天皇元首論が存在するが、大日本帝国憲法のような絶対主義天皇を復活させる経済的・政治的条件は存在しない現在、これは不可能である。それにもかかわらず、国民主権に先行させて象徴天皇制の維持を掲げたことには、できうる限り国民主権の意義を相対化・希薄化させようしている意図が示されている。

つづいて、本来なら「自由と基本的人権」と定めるべきところを、「自由主義と基本的

人権」とする、すり替えがこっそりと行われている。「自由」と「自由主義」には雲泥の差がある。前者は普遍的な原理であり、「自由」の概念はギリシャ時代より存在した。一方、後者は資本主義の勃興とともに生じた、17世紀以後の一つのイデオロギーにすぎない。「自由主義」の意味は、小泉前首相の「新」自由主義見ればすぐ理解される。それは、規制緩和の名の下に資本の自由をあらん限り発揮させる主義、あくなき弱肉強食の自由、「勝ち組」の自由を促進する主義であった。ここには、弱者が没落する自由、「負け組」が敗退する自由しかない。自由主義と基本的人権を同列に並べ、自由主義が不変の価値をもつとすることは、およそ、政治思想史のイロハもわかまぬ偏頗な考えを国民に押し付けようとするものである。

このほか、日本国憲法に掲げられたいくつか不変的価値は継承すると述べられているが、後に詳細に検討するように、言葉は継承されても、その意味するところが全く換骨奪胎されているところに特徴がある。

前文第3段落において、「国に愛情」＝愛国心と「国や社会を支える気概」「自らを支える責務」が新しく登場した。これは、第9条改定と連動して、国防義務＝兵役義務＝徴兵制をそれとは言わずに抽象的な表現によって前面に押し出すものである。「新草案」本文においても国防義務は規定されていないが、日本国憲法第9条で戦力不保持の規定に拘わらず、「自衛権の不放弃」を論拠として自衛隊を合憲とし、憲法前文の諸国民の協調による平和の維持の文言から海外派兵合憲の屁理屈をひねり出す御用解釈によれば、「国に愛情」と「自らを守る責務」という文言から国防義務＝兵役義務を引出すことほどたやすいことはない。

「新草案」前文はこの他に新しく、教育・文化・地方自治・地球環境等について言及しているが、これらは「新草案」の本質をカムフラージュし、国民投票において多数の票を得ようとする、姑息な思惑に基づく付けたりに過ぎない。「新草案」前文はこれらを含めて、全体として無味乾燥な事務的文書に終始するものである。

一方、現行憲法前文には存在しながら、「新草案」前文からすっぽりと抜け落とされたものは何か。その第一は、アジア太平洋戦争に対する反省をこめ、新しい平和国家、民主国家としての再出発しようとしたことへの誓いである。これは、極めて多数のアジア諸国民を軍靴で残酷に踏みじったアジア太平洋戦争への反省の代わりに、諸国民を蹂躪した将兵を称揚する靖国神社に首相が公式参拝することをよしとする傲慢な態度と全く軌を一にしたものである。

これと並んで、「平和的生存権」が欠落させられた。日本国憲法前文では、われわれは「平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と明確に述べられている。個人の権利

として、「平和的生存権」を認めたのは、恐らく世界的に見て日本国憲法を唯一とする。国民はこの権利に基づいて、政府の憲法違反に対して出訴が可能なのである（長沼ナイキ基地闘争、イラク掃海艇派遣違憲訴訟など）。最高裁判例では、「平和的生存権」を承認した上で、しかし、これを「自衛的措置をとりうる」論拠としているが（砂川事件判決、昭和34年）、これは、最高裁判所による牽強付会的な憲法解釈の典型例にすぎない。

日本国憲法は国政の権限とその由来に関しては上述のように、主権の存する国民の「厳粛なる信託」に基づく述べ、近代憲法の理論的伝統である「社会契約論」に依拠することを明示している。ここには、「信託」という文言に特徴的なごとくJ.ロックの政治思想が色濃く滲みでているが、これは17世紀以来、欧米における市民革命が獲得してきた歴史的権利である。この論理は、中世ヨーロッパの国王権力の正当性論拠の主たるものが王権神授であったことに対して、人間の本来有している自然権を基礎に、諸個人の契約によって国家を組織するという近代的な対抗論理であった。一方、大日本帝国憲法は天皇主権の正当性論拠として「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」と一種の王権神授説を採用しており、だからこそ、日本国憲法はこれと区別するために、社会契約論の原理を明示したのである。したがって、「新草案」が敢えて社会契約論を捨て去ったのは、既に指摘したごとく、象徴天皇の意義を強調し、反対に国民主権の意義を相対化するための論理操作であることは明白である。

日本国憲法前文は、「翻訳調」との為にする批判にもかかわらず、アジア太平洋戦争への反省を込め、戦後、平和国家、民主国家を希求する国民の渴望に応えた香り高い名文であることは間違いない。

② 天皇制

自民党内には、上述のごとく天皇の元首化を明示すべきとの意見もあったが（自民党政務調査会・憲法改定プロジェクトチーム「論点整理案」、平成16年6月10日）、天皇制については、ほぼ日本国憲法の条文維持となった。自民党は、天皇の地位に関する公の議論を可能な限り回避したいという意図と、現行条文でも、自民党が目的とする天皇の政治的機能を妨げない、という理由からに他ならない。天皇制の現代的機能については後述する。

③ 第9条

「新草案」は現行憲法の第1項を存置したまま、第2項の戦力の不保持と交戦権の禁止を削除し、自衛軍の保持と国際協調・緊急事態（＝テロ）対処を明示する。第1項は、パリ不戦条約（1929年）や国連憲章の原理を踏襲したもので、現実政治では、もはや政府の手足を縛る十分な原理とはなっていない。だから問題は第2項である。すでに、日本国憲法を貫く「国際協調」という言葉と精神は湾岸戦争（1991年）以来、政府と御用学者たち

によって現行憲法の平和主義からまるで正反対の意味に、つまり国際協調＝対米協調＝対米軍事協調＝海外派兵の意味にすり替えられている。それにもかかわらず、自民党のこれまでの解釈改憲と、本格的な海外派兵・集団的自衛権行使・戦略的攻撃兵器（空母、長距離ミサイルなど）保有・武器輸出、等を目指す自民党政権の外交軍事政策とは乖離があまりにも大きすぎ、したがって本格的な戦争国家への路を切り開くためには、第2項の改定が不可欠となったのである。

第2項に、自衛軍の創設を明記した。もとより自衛軍と称しても、他国の軍隊と変わるころはない。世界に、自国軍を「侵略軍」と明記した憲法は皆無である。「大東亜戦争」の「宣戦の詔書」では「東亜永遠の平和の確立」と「自存自衛」を開戦の名分としたが、その実は満州事変以来のアジア侵略戦争の継続に過ぎなかった。

第3項で、自衛軍の任務を定めた。それは、自国防衛の他、国際協調活動、緊急事態における公の秩序維持、つまり海外派兵とテロ対策を主目的とすることを意味する。

④ 基本的人権

(a) 「公益及び公の秩序」による基本的人権の包括的否定

「新草案」は、第12条、第13条によって、「公益及び公の秩序」を創設し、これによって、基本的人権の行使を包括的に制限し、基本的人権そのものの根幹を否定するものである。ここにいう「公益と公の秩序」とは、政府が定めた公益であり、公の秩序である。したがって、政府や地方公共団体が、公益や公の秩序に違反すると判断したものに対しては、直ちにこれを取り締まることが可能となる。大日本帝国憲法第27条は「安寧秩序」を妨げない限り信教の自由を保障すると規定しているが、「公益および公の秩序」とはまさに「安寧秩序」の言い換えに過ぎない。大日本帝国憲法に信教の自由が一応は保障されていたにもかかわらず、安寧秩序を条件に、信教の自由は絵に描いた餅に過ぎなかったことは周知の事実である。これに限らず、大日本帝国憲法では、すべて臣民の権利には法律の許す範囲内という留保条件がつけられ、臣民の権利は政府の思うままに蹂躪されてきた。治安維持法の歴史を見れば、このことは容易に理解されうる。

「新草案」の条件付基本的人権論は、最高法規の一つとして基本的人権の不可侵性を定めた日本国憲法第97条に根本的に反し、したがって、「新草案」は現憲法の改定の限界を超えた、憲法破壊であるといえる。繰り返せば、だから「新憲法草案」なのでもある。それのみならず、基本的人権を権力によって抑制しようとすることは、近代憲法の原理にも根本的に反するものである。

一方、現行憲法においても、公共の福祉によって基本的人権を抑制しうる、という権力的解釈がある。しかし、これは公共の福祉の概念の歴史や日本国憲法の規定に照らしても、

認められない解釈である。これについては次のように言える。

公共の福祉の概念が世界の憲法史上初めて登場したワイマール憲法では、次のように規定されている。第151条（2）「法律的強制は・・・公共の福祉の優越的な要請に応ずるためにのみ、許される」とあり、これは公共の福祉の概念を権力の乱用に対抗する概念として規定している。第153条（3）「所有権は義務を伴う。その行使は同時に公共の福祉に役立つものであるべきである」。これは、基本的人権一般に対する制限ではなく、とくに独占段階に達した資本の横暴を抑制する法原則を規定したものである。ワイマール憲法はドイツ革命の失敗を代償として生まれた憲法であり、それだけに20世紀の独占段階に達した私的資本の専横に対する警鐘の意味を持っていたのである。念のため繰り返して強調しておけば、「公共の福祉」概念は諸個人の基本的人権を制限する概念ではなく、国家と独占資本という巨大な政治権力・社会的権力の横暴を抑制し、諸個人の基本的人権のよりよき実現を図る概念であった。

日本国憲法の場合、第11条は前段でまず、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」とその原則を規定する。基本的人権＝自然権は歴史的には、絶対主義権力の横暴に抗して生まれた原理であり、基本的人権を侵す主体としてはまずは国家権力が想定されている。ついで、第12条後段で「国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」とあり、濫用の禁止規定である。これは、権利は濫用された場合、それはもはや権利ではない、という当然の法理を述べているに過ぎない。第13条後段は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。この文言は、国家権力が権力行使に際しての留保すべき条件を示したものであり、個人に対する制限条項ではない。

「公共の福祉」概念の法的解釈として、全逋東京中郵事件の最高裁判例（昭和41年10月）は、国民生活の便宜性確保を主張する国家の権力行使と全逋労組の組合員が有する労働基本権の法益とが衝突した場合の比較衡量の基準として「公共の福祉」概念を適用した。このことは、「公共の福祉」概念が、あくまでも基本的人権の制限規定ではないことを示しているといえる。

基本的人権保障に関する近代における基本モデルである「フランス人権宣言」においても権利の行使の限界について想定しているが、それは、国家権力による制限ではなく権利どうしの衝突の場合のみを明記していること（第4条）を想起すべきである。

（b）義務の強調

「新草案」は、「公益及び公の秩序」による基本的人権の制限を述べたうえで、わざわざ

「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚」するべきことを付加している。一方、日本国憲法は、憲法の遵守義務を国民に負わずのではなく、権力の側に負わせている。「天皇又は摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」（第99条）。本来、近代憲法の原理は、国家と個人の対立を前提として、国家権力から個人の権利を保護することを目的とするところにある。

「新草案」はこのように日本国憲法と近代憲法原理を無視し、あたかも、国家と個人が同レベルにありとする虚構を前提として、個人に権利・義務を負わせる論理を述べている。これは、個人の権利意識を押さえ込み、個人の権利行使を狭く抑えようとする論理操作に他ならない。

（c）靖国神社公式参拝合憲への布石

「新草案」は信教の自由に関して、国家又は地方公共団体が「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲内」において宗教的行為を行うことを容認している（第20条3項）。この条件は最高裁判例に倣ったものであるが、「新草案」がその目的とするところが、靖国神社や護国神社への国及び自治体の代表者による公式参拝の容易化を狙ったものであることは多言を要しない。

日本国憲法の政教分離の原則は、戦前の苦い経験に鑑みて、極めて厳格な内容となっているが、最高裁判所判例はこの厳格さを緩和したものであり、日本国憲法の原理に必ずしも忠実なものとはいえない。しかも、権力による憲法解釈の通例として必ずや拡大解釈がおこなわれ、憲法による制限がさらに緩和されることは間違いないのである。同時に、最高裁判所や高等裁判所は、憲法判断を忌避する傾向が強く、政府の拡大解釈が大手を振ってまかりとおるといった事態が、確実に予見されるのである。

（d）米軍基地・原発設置を目指す所有権の制限

「新草案」は、公益及び公の秩序による財産権の制限を明示している（第29条2項）。これは、ワイマール憲法が意図した独占資本の自由の制限とは根本的に異なっている。その意図するところは、沖縄の一坪地主がアメリカ軍の基地使用に反対するため、財産権を盾に抵抗したような場合、これを排除するところにある。一連の有事法執行において、私人の建物土地の接収の必要が生じた場合も想定されている。あるいは、原発設置の場合も然りである。

（e）憲法違反の先取り

いまだ憲法が改悪されていない現在、改悪を先取りするかのごとく、基本的人権を侵す悪法がまかりと通ろうとしている。政府が準備している共謀罪は、犯罪の実行以前に、警察検察が犯罪と認定しうる問題を相談しただけで、その実行の有無や可能性にかかわりな

く、有罪とすることができる。同時に、率先して自首したものは無罪となるため、あらゆる団体におけるスパイ行為、挑発行為、犯罪のでっち上げが合法化されることとなる。これは、権力による人権侵害から諸個人の権利を守るべき基本的人権の根本思想に反するものである。警察のでっち上げ事件の典型であった「横浜事件」の教訓が忘れ去られている。

新憲法制定のいわば予行演習として、日本国憲法と一体として制定された「教育基本法」の改定が提起され、この問題もさし迫った政治問題となっている。政府改定案の基本的な狙いは、教育の目的に愛国心教育を組み込みこむこと、現行「教育基本法」が教育は直接国民に責任をもち、教育行政はそれを援助することになっているが、これに反して教育の主体を国家と地方自治体に移し、教育に対する権力的支配を保障すること、等である。

(f) 環境権、犯罪被害者の権利保護

これらの権利は憲法改定を待たずとも、保障しうる権利である。歴代保守党政府がこれらの権利保障にきわめて消極的であったにもかかわらず、今回このような権利を提案することは、憲法改悪の真の意図をカムフラージュするための隠れ蓑に過ぎないことを、かえっていっそう明白にしているといえる。

⑤ 国会

「新草案」は政党に関する事項を法律で定め、政党を国家権力の統制の下に置こうとし、自由な政治活動を制限するものである。現在、政党に関する憲法上の定めはなく、政党に関する主な法律事項は、政党助成金や公職選挙法における立候補者政党の要件など、部分的な規定にとどまっている。

⑥ 内閣

「新草案」は内閣総理大臣の権能として、現行憲法の「行政各部を指揮監督する」に加えて、「その総合調整を行う」ことを付け加えた。これは、現行憲法が首相の非常大権の如き強力な権限を認めていないことに対して、内閣の総理大臣のリーダーシップ強化の声が強く（上掲「論点整理（案）」）、これに対応したものである。「総合調整」権が、憲法解釈を通じて、「武力攻撃事態対処法」に定められているような指定公共機関・地方自治体に対する非常大権的機能をさらに強化する危険性は高い。憲法第9条の存在にもかかわらず、解釈改憲によって世界有数の近代的軍隊の保有を合憲とする国家だからである。

⑦ 裁判所

「新草案」は、特別裁判所の禁止という現行憲法の規定を踏襲しながらも、これに反して、新たに軍事裁判所設置を規定している。自己矛盾という以上に、「憲法を変えて戦争に行こう」とするための現実的な規定に他ならない。

⑧ 財政

「新草案」は、国家と地方公共団体の宗教活動禁止緩和（上掲、④の（c））と連動して、国家と地方自治体による宗教活動への財政支出禁止の緩和を規定している。

⑨ 地方自治

（a）地方自治の否定

「新草案」は国及び地方自治体は相互に協力しなければならないと、と新しく規定している。これは明らかに、米軍基地設置や原子力発電所設置に関して、国の方針に反対する自治体の抵抗を抑えこむための規定である。現行憲法に規定された地方自治の本旨とは、地方の事務の処理は、中央政府の指揮命令とかかわりなく、まずは地方住民の意思と責任でもって行うということであり（住民自治）、同時に地方公共団体が中央政府からは独立に地方の事務を処理することである（団体自治）。これらは、国民主権の基本的原理から導出された原理である。

（b）道州制構想

「新草案」はまた、基礎地方自治体および広域地方自治体という新概念を提起し、道州制への移行を憲法上で保障する。これは、住民の地方自治体への関与を遠いもの、手の届かないものとし、住民自治をいっそう希薄にする構想に他ならない。

⑩ 改定

「新草案」は改定手続きについて、衆参両院の過半数で発議し国民投票の過半数で改定を可能としている。硬性憲法から軟性憲法への転換である。現行憲法が、衆参両院の総議員の3分の2以上の発議と国民投票の過半数の賛成による憲法改定、という厳しい改定手続きを規定しているのは、国家の基本法としての憲法の安定性を保ち、時の政府のご都合主義によって、憲法が左右されないためである。

2. 憲法改定の経済的基礎——経団連の政策

日本国憲法を廃して新憲法を制定し、日本の国家像の基本的転換を推し進める原動力は何か。それは、グローバルな資本展開を行っている日本独占資本の基本方針に他ならない。経団連は2005年11月、「優先政策事項」を決定した。その解説版の第9項「グローバル競争の激化に即応した通商・投資経済協力政策の推進」には次のような内容が記されている。

* WTOの2006年度内終結のためにグローバルな貿易・投資・サービスの自由化の促進、東アジア自由圏構築に向けて交渉の早期妥結、日・ASEAN包括的経済的連携の2006年度内妥結、等を目指す。

* 資源・エネルギー関連及び発展途上国のインフラ整備等に関わるリスクの高い海外プ

プロジェクトについては政策的支援を実施する。

- * 対外経済政策と必要な国内構造改革をわが国一体となって推進するための「戦略本部」「特命担当大臣」を設置する。

これらを要約して言えば、日本の独占資本としては東アジアを重点とするグローバルな帝国主義進出とそのため国家政策を推進する、ということである。その基本政策として、第10項「内外の情勢変化に対応した戦略的な外交・安全保障政策の推進」が次のような内容を示している。

- * 国際社会から信頼・尊敬される国家を目指し、戦略的な外交・安全保障政策を推進する。
- * 日米同盟と東アジア地域における連携強化を軸として、防衛・経済・技術を含む総合的安全保障の実現を目指す。
- * 憲法改定を視野に入れつつ、自衛隊が国際社会と協調して世界平和に向けた活動をいっそう強化できるよう、国際協力に関する一般法の整備など必要な立法を進める。

「優先政策事項」は、文字数にすれば、極めて短いものである。しかし、その目的とするところは、日本の外交・軍事政策の大幅な転換とそれに照応した新憲法の制定である。経団連が、かくのごとく憲法改定問題に積極的に踏み見込んできたことは注目すべきである。

(二) 近代憲法の原則

1. 近代憲法は近代革命の所産

近代憲法は、革命的ブルジョアジーが市民革命によって絶対主義王政を打倒し、その政治的成果として獲得したものである。近代革命の嚆矢となったイギリス革命は、その第一革命によって一旦は君主制を打倒したが、その第二革命は、ブルジョアジーの怯懦によって国王とブルジョアジーとの妥協に終わり、その政治的所産として「権利章典」(1689年)を生み出した。その内容は、近代ブルジョアジーが要求した市民的諸権利であるが、その形式としては、自然権の確認ではなく、国王と臣下の封建契約というマグナ・カルタ以来の伝統的形式が採用された。

近代憲法の原理である自然権の保障と社会契約説に基づいて作成された憲法が、革命勢が保守勢力を抑えて成立させたヴァージニア権利章典(1776年)であり、さらにフランス大革命におけるフランス人権宣言であった(1789年)。

近代革命が打ち倒した絶対主義王政の権力正当化の主たる論拠は上述のごとく、王権神授説であった。革命的ブルジョアジーはこれに対抗して、その権力正当化論を自然権・自然法と社会契約論に求めた。人が人として生まれた限り、その門地・人種等社会的自然的差別にかかわらず有している権利が自然権であり、諸個人が自然法の命にしたがって社会契約を行い、自然権を基礎とする権力を形成するというのが社会契約論である。ホッブズ、ロック、ルソーらブルジョア革命期の思想家たちが、それぞれの特徴を有する理論を形成発展させた。日本国憲法の基本的人権の理論的・歴史的基礎はこの自然権にある。

2. 自然権の矛盾

王権神授説に対抗するブルジョア権力の正統性概念としての自然権は、歴史的進歩に偉大な役割を果たしたが、同時にそれは固有の歴史的矛盾を内包した原理であった。自然権概念は資本主義の発展とともに生じた概念である。その基本的原理は、「資本の自由」に発する。つまり、私的所有をいかなる形で行使しようとも、それは自由であるという利己的な概念から発展した概念であった。いかなる種類の商品をどれだけ生産し、どこで、いくらでも売ろうとも自由であった。資本主義生産に不可欠な自由な労働力を得るためには、職業選択の自由、住居移転の自由が不可欠であった。これらの自由が、ギルド的規制と封建的秩序と対立するとき、この秩序を支える封建的イデオロギーとキリスト教神学を批判し、信教・良心の自由、集会結社・表現の自由が要求された。同時に、商品生産は平等を要求する。貴族であろうと庶民であろうと、同額の金を持って商品を購入する顧客は、資本家の前では平等であった。ここから、王侯貴族とブルジョアジーも社会的政治的にも平等でなければならないという概念が成長する。やがて、このような自由と平等の要求は、政治的概念となって市民革命を導いたのである。

では、フランス大革命が勝ち取った自由とは何か、これに最も鋭い分析を加えたのが、マルクスの著書『ユダヤ人問題によせて』であった。マルクスはまず、「フランス人権宣言」（“Déclaration des droits de l’homme et du citoyen” 「人間と公民の諸権利の宣言」）を取りあげ、その矛盾を明らかにした。ここに言うhomme = 人間とはcitoyen = 公民から切り離された市民社会の成員のことである。したがって、「人間の権利とは利己の人間の権利、人間および共同体から切り離された権利にほかならない」（城塚登訳『ユダヤ人問題によせて』1843）。この利己的権利が、自由、所有、安全、圧制への抵抗である。そしてこれらの権利の基礎になるものは私的所有権である。つまり、私的所有権の自由な行使こそが、諸々の自由権に他ならない。「自由という人権の実際上の適用は、私的所有権という人権である」（同）。政治的団結の目的は、これらの利己的で不平等な権利を保全することにあ

る。「政治生活は市民社会の生活を目的とする単なるひとつの手段に過ぎぬと宣言されたのである」(同)。したがって、国家の成員としての公民に保障され得る権利は、「法の前の平等」、つまり形式的な平等(政治的解放=民主主義)を超えるものではない。したがって、マルクスは民主主義=政治的解放に對置して人間的解放を提唱した。言うまでもなく、マルクスがこの抽象的概念を経て社会主義を提起するのは暫く後のことであった。

3. 基本的人権の担い手の交代

17世紀から18世紀の革命的ブルジョアジーは、本来はブルジョアジーの利己的な権利であった自然権と社会契約論を単に一階級の利己的な要求としてではなく、全人類の利害を代表する権利として掲げた(マルクス『ドイツ・イデオロギー』)。その結果、ブルジョアジーは封建階級を倒し、あたかも全階級を代表するがごとく権力を得た。それは歴史的に重大な進歩であった。だが、19世紀になると、産業革命の結果、イギリス・フランスに大量の労働者階級が生み出され、この階級は権力を独占するブルジョアジーに對抗して、参政権を求めて闘った。その闘いがイギリスのチャーティスト運動(1830年代半ば~40年代半ば)とフランスの7月革命(1830年)・2月革命(1848年)等であった。このとき、ブルジョアジーは「ブルジョアジーが封建制度と闘うために鍛えた武器がみな彼らに矛先を向けたことを・・・正しく見取っていた」のである(マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』)。この結果、ブルジョアジーが労働者側への譲歩として差し出したものが議会選挙における1票だった。だが、ブルジョアジーは権力を議会から行政府に移行させ、議会は「おしゃべりの機関」(マルクス)と化していたのである。

したがって、マルクスは、私的所有制度を打倒し「プロレタリアートが民主主義を闘いとること」なしには、労働者階級が政治的諸権利を獲得することはできないことを明らかにした(『共産党宣言』)。この予言は、パリ・コミュンによる労働者の権力掌握(1871年)によって実現したが、しかし、それは東の間のことであった。本格的な労働者の権力獲得はロシア社会主義革命を待たなければならなかった。ロシア革命の直後、ドイツ革命が生じるが、これは無残にも失敗し社会民主主義勢力によって共産主義勢力は残虐に弾圧された。だが、この革命に表明されたドイツ・プロレタリアートの深い思いは社会民主主義勢力といえども無視することはできず、その結果ワイマール憲法が誕生した(1919年)。この憲法の民主主義的特徴は縷々指摘されているところであるが、17,18世紀ブルジョア革命期に自然権の根幹とされていた私的所有権の矛盾が公然化した19世紀後半以後、憲法として初めて、所有権の限界として「公共の福祉」という概念を登場させたことに注目すべきである。同時に、私的所有権の矛盾の緩和を目的として社会権的基本権という概念も登

場するが、これら全てが労働者階級の闘いの所産であったことも忘れてはならない。

（三）日本国憲法と大日本帝国憲法との断絶・継承関係

1. 日本国憲法と大日本帝国憲法との比較

日本国憲法の特徴とその意義を明らかにするために、これを大日本帝国憲法と比較することとする。

① 制定手続き—欽定憲法と「半」民定憲法

大日本帝国憲法は伊藤博文らが、国民に対して秘密のうちに起草し、枢密院の審議を経て、天皇によって公布された。もとより、帝国議会成立に先立って公布されたものであり、議会や国民投票の洗礼は一切受けていない、典型的な欽定憲法である。もし、日本国憲法を「押し付け」憲法として批判するならば、文字通りの「押し付け」憲法こそ大日本帝国憲法である。それは、天皇が臣民に一方的に押し付けた憲法だからである。

日本国憲法は、大日本帝国憲法の第73条の改正手続きに従って、天皇が発議し、最後の帝国議会で審議し、天皇が裁可したものである。したがって、日本国憲法案が普通選挙によって成立した帝国議会での審議が行われた限りにおいては実質的には民定憲法であるが、憲法改正の発議と裁可が天皇によって行われた限りでは、形式的には欽定憲法であり、したがって、日本国憲法はいわば「半」民定憲法ともいえる。

② 国家形態

大日本帝国憲法は法律的体裁としては、立憲君主主義を採っている。だが、その条項が天皇に広範な天皇大権を認めることによって、天皇の専制体制を法的に保障するものであり、本来、恣意的な専制権力の抑制を目指す近代憲法の原則から大きく逸脱している。皇室典範は議会審議の対象外とされ、天皇の継承順位の設定は立憲制度外の聖域であった。

政治的には、戦前の国家形態は天皇制絶対主義と規定できる。それは、半封建的な寄生地主勢力とブルジョアジーの均衡のうえに立ち、天皇を頂点とする官僚・軍部・一部宮廷貴族に専制的・絶対的権力を与える国家形態だからである。

日本国憲法は法的には象徴天皇制という立憲君主制とり、天皇は現実の政治権力は有せず、国事行為については内閣の助言と承認を必要とする。皇室典範は議会における審議対象となった。

政治的には、戦後の日本の国家形態はブルジョア議会制であり、君主制は、ブルジョアジーが政治的実権を握るブルジョア君主制と規定できる。

③ 権力正当化根拠

大日本帝国憲法は国家権力の正統性根拠を祖宗（天照大神・神武天皇）より継承したとする、日本的な王権神授説を採用した。

日本国憲法は、権力を主権の存する国民の信託trustによるものとする、ロック流社会契約説を採用している。

④ 主権

大日本帝国憲法では、万世一系の天皇の主権である。

日本国憲法では、国民主権である。ただし、主権は憲法前文と天皇の地位を説明する部分として言及されているが、本条の独立の一項としては規定されなかった。ちなみに戦後憲法の代表的なイタリヤ、フランスの憲法では次のように規定されている。

*イタリヤ憲法第1条 イタリヤは労働に基礎を置く民主共和国である。主権は人民に属す。

*フランス憲法第3条 国の主権は人民に属し、人民は代表者を通じてこれを行行使し、
(第5共和国憲法) またはレフェレンダムによりこれを行行使する。

⑤ 軍事

大日本帝国憲法下では、軍事予算編成等の軍政は内閣の権限に属したが、軍令は内閣の権限には属さず、軍の統帥は直接、天皇に属した。昭和期の軍部独走の憲法的根拠はここにあった。

日本国憲法は、戦争放棄を定めただけではなく、戦力の不保持と交戦権の否認を定めた。

⑥ 国民の権利義務

基本的人権の原理については詳述した。日本国憲法は、法の下での平等権、公務員の選挙・罷免権、国家賠償責任、奴隷・苦役からの自由、集会・結社の自由、国籍離脱の自由、学問の自由、婚姻の自由と男女平等権、刑事手続きに関する詳細な諸権利、等々、大日本帝国憲法には存在しなかった諸権利を保障した。これらの18,19世紀的な自由権的基本権と並んで、生存権・労働権・教育を受ける権利という20世紀的な社会的基本権も保障された。

但し、日本国憲法が保障する基本的人権は「日本国民」に限定され、外国人は保障の外に置かれた。これは、基本的人権保障の普遍性に制限を設けるものである。

国民の義務としては、納税義務、教育を受けさせる義務、勤労義務が規定されたが、上述のごとく、マッカーサー草案にはこれらの義務規定が無かったにも拘わらず、新たに付加された規定である。大日本帝国憲法における兵役防義務は削除された。

⑥ 議会

大日本帝国憲法では、議会は法律・予算審議権を有したが、天皇の協賛機関であり、天

皇は議会閉会中、法律に代わる勅令を発することができた。議会は衆院と世襲貴族＝華族がその議員の大半を占める特権的な貴族院から成立した。天皇制の藩屏たる華族制度はその任をよく果たした。たとえば貴族院は衆院が可決した労働組合法案の否決などに見られるがごとく、いささかなりとも労働者に譲歩する政策にはことごとく反対した。

日本国憲法では、国会は国権の最高機関と位置づけられ、唯一の立法機関と規定された。国会はその他、予算決定権、首相指名権、内閣信任・不信任権、国政調査権、条約批准権、弾劾裁判権、等々重要決定権を得た。マッカーサー草案では貴族院が廃され衆議院1院制であったが、日本政府案において、貴族院の代わりに参議院が設置された。

⑦ 内閣

大日本帝国憲法では、内閣総理大臣は元老・重臣の奏請に基づき天皇が任命した（1924～32年には、例外的に議会の多数派の指導者が首相となる政党内閣が慣例的に成立した）。各国務大臣は天皇に個別的に輔弼を行った。陸・海軍大臣は現役の中・大将のみが任じた（1913～36年、予備役も含む）。この制度によって、内閣は軍部に生殺与奪の権を制せられた。軍部が第二次西園寺内閣（1911年）を倒し、宇垣内閣（1937年）を流産させたのもこの制度によってであった。

枢密院が内閣と並んで、または内閣に優位して内閣を制した。枢密院は古参官僚が権力を握り、貴族院とともに絶対主義権力の牙城であった。たとえば、枢密院は第一次若槻内閣の台湾銀行救済緊急勅令発令の要請を拒否し、同内閣を辞職に追いやった（1927年）。

日本国憲法では、議院内閣制が確立し、内閣は連帯して国会に責任を有することとなった。憲法上、国会が国権の最高機関と位置づけられたが、内閣は衆院解散権、法律案提出権、予算の独占的編成権、行政各部への指示権、等々、国家権力の事実上の最高権を掌握した。枢密院は廃止された。

⑧ 司法

大日本帝国憲法では、普通裁判所のほか行政裁判所・軍事法廷が設けられた。国家を訴訟相手とする行政裁判は官僚OBが牛耳る行政裁判所で行われ、ほとんどの場合、国民には最初から勝ち目はなかった。

日本国憲法では普通裁判所のみとなり、同時に全ての裁判所が違憲立法審査権を得た。行政裁判も普通裁判所が取り扱うこととなった。

⑨ 地方自治

大日本帝国憲法では、中央集権的な地方制度は存在したが、地方自治の概念は存在しなかった。知事は選挙ではなく内務省の任命による内務官僚であったことが、このことをよく示している。

日本国憲法における地方自治は既述。

⑩ 改定については既述。

⑪ 最高法規

大日本帝国憲法には最高法規の規定はない。

日本国憲法は、第十章に特別の最高法規の章を設けて、基本的人権の永久的不可侵性、憲法の最高法規性、条約遵守義務、天皇や公務員の憲法遵守義務を定めた。

2. 日本国憲法の成立過程

憲法改定論の基底には、常に「押し付け憲法論」「自主憲法制定論」が存在する。現憲法草案がマッカーサーの命に基づくGHQ案であった事は紛れもない事実である。だが、根本的問題は、なぜ日本政府案ではなく、マッカーサー案でなければならなかったのか、という問題である。それは、日本帝国主義が国際反ファシズ勢力に敗北し、ポツダム宣言を受諾した限り、大日本帝国憲法の根本的改編が不可欠であったにも拘わらず、日本政府はこれを承認せず、大日本帝国憲法憲法のごくわずかの字句修正でことを済まそうとしたからである。したがって、国際的反ファシズム勢力は、日本政府に対して、GHQ案という形で、憲法草案を日本政府に押し付けなければならなかったのである。もとより、アメリカの意図が、アメリカ帝国主義の闘争相手としての日本帝国主義の弱体化にあったことは間違いないが、天皇制問題を除いて、占領初期においては、それが日本の民主化と非武装化という点では反ファシズム民主主義の目的とほぼ一致したのである。

① 日本が敗北した四つの戦争

日本が敗北したのは対米戦争だけではなく、アメリカにのみ敗北したという論理からは、日本国憲法がアメリカによる押し付け憲法であり、また極東国際軍事裁判が勝者による一方的な裁判であるとする考え方が、容易に生じる。だが、日本は以下に示す、複雑に絡み合った四つの戦争に敗れたのであり、この四つの戦争は総体として、世界史の見地からいえば、ファシズム日本に対する反ファシズム民主主義の戦争であり、後者の勝利に終わったのである。

(イ) 今期の戦争は、日本が満州を侵略し(1931年)、中国本土に攻め込んだ(1937年)、対中国戦争から始まっている。この戦争は、日本帝国主義による紛れもない、植民地侵略戦争であり、中国政府と中国民衆からすれば、反植民地・民族解放戦争であった。

(ロ) 日本の真珠湾攻撃に始まる対米戦争は(1941年)、日露戦争後から続く中国市場の争奪をめぐる日米の帝国主義闘争の結果であり、いずれの側からも帝国主義戦争であった。この限りでは、日米双方に正義はない。しかし、同時にアメリカが、対日民族解放戦争を

戦う中国政府を援助するという形で対日帝国主義戦争を戦った結果、アメリカの戦争は反ファシズム民主主義戦争と帝国主義戦争という二重の性格を帯びることとなった。

(ハ) 日本は真珠湾攻撃と同時にマレー半島攻撃を行い、この戦争は対英国戦争とマレー民衆との戦争でもあった。さらに日本は、フィリピン、インドネシア（＝対オランダ戦争）、ビルマなどアジア諸国民を攻撃した。アジア諸国民は、ヴェトミン（インドシナ）、フクハラバップ（フィリピン）、反ファシスト人民解放連盟（ビルマ）、反日パルチザン（朝鮮半島）、等々、対日ゲリラ闘争を戦った。これらは、アジア民衆の日本に対する反植民地戦争であった。

したがって、(イ)と(ハ)の結果、戦争を単に太平洋戦争と特徴づけることは、米国側の戦争観に基づくに過ぎず、既に多くの人々が指摘しているように、正しくはアジア・太平洋戦争と名づけるべきである。一方、日本の支配階級が認めたがらないのはこの点、つまり日本帝国主義はアメリカだけではなく、中国・朝鮮をはじめアジア諸国人民に敗北したという事実である。

(ニ) さらに戦争は、対ソ戦争でもあった。日本はソ連とは、張鼓峰事件（1938年）、ノモンハン事件（1939年）など日本の武力偵察に基づく国境戦を戦い、その後、日ソ中立条約（1941～46年）を締結したが、ソ満国境で軍事的対峙は継続した。日本政府はドイツの対ソ侵略に呼応して対ソ軍事侵略を計画したが（関東軍特別演習、1941年）、ドイツの対ソ攻撃が頓挫し、日本の対ソ軍事侵略は不発に終わった。だが、戦争末期、中国・朝鮮に残存する約200万の日本軍の殲滅を目指す英米の要請に従ったヤルタ対日秘密協定（1945年）の結果、ソ連の対日宣戦布告が行われ、日ソ戦争が短期間行われた。スターリンは第2次大戦を大祖国戦争と位置づけ、対日参戦に際しては日露戦争で喪失した権益の回復を掲げたが、ソ連参戦によって客観的には、日本の敗戦が決定的なものとなった。同時に満州と朝鮮半島からの日本軍を追放することによって、朝鮮民族を解放し、満州を中華人民共和国に返還したという意味も含めて、ソ連参戦は対日反ファシズム戦争の一環である、と規定できる。

② ポツダム宣言

ポツダム宣言は（7月26日）、米英中3カ国宣言として発表され、ソ連は対日宣戦布告と同時にポツダム宣言に参加した。宣言は、軍国主義の除去・対日占領・カイロ宣言の実施・武装解除・戦争犯罪人の処罰・民主主義的傾向の復活・人権の尊重・軍需産業の禁止、等を内容とした。天皇の地位はあえて明記されなかった。

日本政府はポツダム宣言発表の当初、未だソ連による対米講和の仲介を期待して、同宣言を黙殺する態度をとった。同宣言受諾か否かをめぐって、天皇制権力の内部で深刻な対

立が生じたが、対立の基本内容は、宣言受諾によって国体＝天皇制が護持されるのか否かの問題の一点に尽きた。宣言発表から宣言受諾の最初の天皇の決定（8月10日）までの間、本土空襲は全国を覆い、2発の原爆が投下され、ソ連が参戦し、日本国民は何十万人が死傷する甚大な被害を被ったが、しかし、これらの国民の塗炭の苦しみ自体は、は天皇権力の基本的関心の外のことであった。

最高戦争指導会議（首相、外務大臣、陸・海軍大臣、陸軍参謀総長・海軍軍令部総長）は、ポツダム宣言受諾をめぐる、真っ二つに分かれた。だが、ソ連の対日参戦に直面して、ソ連仲介案が空中分解するとともに、「対ソ静謐」を絶対条件とする軍部の本土決戦論も崩壊した、この時点で日本のポツダム宣言受諾は不可避となった。最終的には、天皇の決定によってポツダム宣言受諾を余儀なくされた。だが、この最初の決定にもかかわらず、日本政府内には未だ国体護持の可能性の問題について深刻な対立が続行し、天皇の地位に関する日本政府の照会に対するバーンズ米國務長官の回答（天皇の地位は日本国民の決定に従う）を得て、天皇の再度の受諾決定（8月14日）に至り、ようやくポツダム宣言受諾が最終的に決定された。ポツダム宣言に天皇の地位が敢えて明記されなかったのは、アメリカ政府内に天皇制廃止論と存続論の両論が存在し、同時に天皇制廃止を明記すれば、日本政府は宣言を容易には受諾しないであろう、との思惑もあったからとされている。

③ 憲法改定過程

日本政府はポツダム宣言を受諾したが、敗戦処理内閣である東久邇宮内閣はマッカーサーの政治犯釈放・特高警察廃止などの民主化指令（10月4日）に反対して辞職し、護憲三派内閣当時のブルジョア政治家・幣原喜重郎内閣に交代した。マッカーサーはこの直後から、5大改革（婦人開放・労働組合奨励・学校教育民主化・秘密司法制度撤廃・経済機構民主化）を手始めとして日本の改革に乗り出した。

一方、近衛文麿内大臣府御用掛が憲法改定作業に着手し、1945年11月22日、天皇に「帝国憲法改定要綱」を上奏した。これとは別に幣原内閣は10月25日、憲法問題調査委員会（松本蒸治國務相）を発足させた。松本は12月4日、衆院で天皇主権に変更しない旨を公表した（憲法改定4原則）。天皇がGHQの示唆に基づいて人間宣言を1946年元旦に行い、松本試案が2月1日に「毎日新聞」によってスクープされたが、その内容は大日本帝国憲法のテニオハを変更した程度の改定案であった。これは、マッカーサー司令部にとっては受け入れがたいものであり、国民の批判も強かった。

米ソ間の対立が1945年末、日本占領をめぐる顕在化していた。アメリカは対日単独占領を狙ったが、ソ連はそれを認めず、米英ソ三カ国外相会議（1945年12月）が開催され、日本の占領政策に関する最高決定機関として極東委員会（FEC、1946年2月26日発足予定）

とGHQの諮問機関として対日理事会(ACJ,1946年4月5日発足予定)の設置が決定された。

とくに日本の憲法問題の基本方針についてはFECで決定することになった。FECの構成国は、米・英・仏・ソ・蘭・豪・加・印・比・NZの11カ国（後にパキスタン・ビルマが参加）であり、ソ連、オランダ、オーストラリアなどは天皇制廃止論であった。

一方、GHQもアメリカ政府も、日本統治をアメリカのイニシアティブの下にスムーズに遂行するためには天皇制を存続させることを決定していた。したがって、マッカーサーのイニシアティブによって憲法改定を行うためには、FEC発足前に日本政府の憲法改定案を仕上げておくこと、同時に、その内容においてFECの強い反対を受けないものとするのが喫緊の課題となった。

マッカーサーは2月3日、憲法改定に関する次のような3原則を部下に示した。日本国元首としての天皇の地位の保障・戦争放棄・封建制度の撤廃。

多くはニューディラーからなる若きGHQ法務将校たちは、この原則に従って2月4日から10日まで、不眠不休の作業を続け、憲法草案を練り上げた。もとより、草案作成に関してはゼロから出発したのではなく、社会主義国の憲法を含めた各国の憲法や進歩党、自由党、社会党などの憲法草案、憲法研究会案(高野岩三郎、馬場圭吾、森戸辰夫)、高野案、憲法懇談会(尾崎行雄)など当時民間で練られた各種憲法案などが参照された。

幣原内閣は象徴天皇制、国民主権、戦争放棄を内容とする憲法草案を受け取ったが、これに強く抵抗した。ホイットニーGHQ民政局長は2月13日、もしこの草案を承認しないならば、天皇を戦犯裁判にかけよという国際圧力に抗しきれない、と半ば脅迫の意味もこめて日本政府を説得した。それにもかかわらず、幣原内閣は当初、これを拒否して松本案を推進しようとした。日本政府はマッカーサーの真意を探るべく2月21日、マッカーサー・幣原会談を行ったが、マッカーサーは天皇制を守るためには象徴天皇制と戦争放棄は譲ることができない旨を主張した。日本政府内では松本と吉田茂外相が松本案を支持する強硬派で、幣原首相と芦田均厚相がGHQ案賛成であった。昭和天皇は強硬派を支持していたといわれている。3月2日の日本政府案は依然として大日本帝国憲法の焼き直しであり、GHQはこれを拒否した。しかし、日本政府は結局、GHQ案を承認せざるを得ず3月6日、ほぼGHQ案に沿った「憲法改正草案要綱」を作成した。同要綱では、GHQ草案にあった土地と天然資源の最終的所有権は国家が有するとの条項は削除され、1院制議会は衆参両院制に変更されていたが、最大の問題は、国民主権の問題であった。日本政府は「国民の主権意思」sovereign will of the people を「国民の至高意思」supreme will of the people に変えた。これは明らかに、国民主権の意義を相対的に薄めようとする、姑息な手段に基づく重大な変更であった。GHQも最初はこれを看過した。日本政府は最終的には4

月17日、口語体による「帝国憲法改正案」をまとめ6月20日、大日本帝国憲法改正案として第90回帝国議会で提出した。議会での議論ではいくつかの点について激しい批判があり、いくつかの変更も加えられた。天皇の地位に関して自由党など保守政党が国体の変革になると激しく批判し、戦争放棄については、共産党が正義の戦争と不正義の戦争に分けて前者の戦争を否定すべきではないとした。また、社会党の提案によって、現行憲法第25条の生存権の保障が付け加わった。一方、FECは7月2日、主権在民の確立と大日本帝国憲法的天皇制の否定を主な内容とする「日本の新憲法についての基本原則」を定め、追加措置として7月29日、閣僚はすべて文民civilianであることを定めた。これを受けて、ケーデイスGHQ民生局次長と金森徳次郎憲法担当国務相との2回の会談（7月17日、23日）の結果、「国民の至高意思」は「国民の主権意思」に戻された。貴族院が10月6日、憲法改正を議決して、憲法改正に関する議会審議はすべて終了した。最後に、改正憲法の公布日について、政府はまたしても小細工を弄して11月3日とした。当日は、明治天皇の誕生日に当たる明治節であり、GHQはこの公布日の意味を知らず許可した。この結果、日本国憲法の発効日は1947年5月3日となったが、これもまた5月1日のメーデーをはずす意味を最初から持たされていた。

④ 日本国憲法制定をもたらした諸関係

日本国憲法制定において直接のイニシアティブをとったのは、上述のとおりマッカーサーであるが、彼を通して動いた諸関係は何か。

国際的には、ソ連・オーストラリアなど天皇制廃止論の諸国がFECに席を占めていた。FECは形式的には憲法改定日本政府案が出来上がっていた段階で、これを大幅に変更するような勧告はなしえなかったが、国民主権問題では重要な役割を果たした。一方、FECは日本国憲法制定について大きな役割を果たしえなかったとするFEC過小評価説が存在するが、それは木を見て森を見ない論である。マッカーサー草案において民主主義と平和主義が基調となったのは、帝国主義ライバルとしての日本帝国主義の弱体化というアメリカの主観的意図と並んで、FECの存在自体がマッカーサーに対して強力な牽制的役割を果たしたからである。もとより、FEC参加国はさまざまであり、日本に侵略されたアジアの若干の国々が参加していたが、ただし、中国代表は対日融和論が強い国民政府で共産党勢力は排除されており、フィリピンはアメリカの影響下にあり、インドは対日強硬論ではなかった。この意味では、FECには日本軍の残虐な侵略にさらされたアジア諸国民の真の代表は参加していなかった。これらの点では、FECの役割には過大な期待はできなかった。それにしても、もしFECが真っ向から反対するような原案が作成された場合、これがFECに否決される恐れがある、という意味でFECの存在感は否定しがたいもので

あった。ケーディス次長が国民主権を日本政府に承認させるべく用いた論理が、これを認めないと天皇制の存続を保障し得ないと述べたことにも、それがよく表れている。

FECによる重要な指摘もあった。FECは憲法審議のための議会の選挙を1946年4月10日に行うことは、時期尚早であり、憲法草案を国民の間に周知徹底させるためには、選挙実施を遅らせるべきだとする勧告を行ったが、マッカーサーはこれを無視した。そこでFECは選挙当日、マッカーサーにほぼ次の内容からなる書簡を送り、マッカーサーに説明を求めた。憲法問題研究のための時間を国民に保障すること、憲法草案についてどのような方法と程度で国民に説明されているか、民主的諸原則が適用されているか否か、天皇制について廃止も含めて日本国民に議論されるようになっているか否か、憲法制定に関して制憲議会や国民投票は考慮されているか否か、等。一方、マッカーサーの回答は、憲法が制定されるまでFECの容喙を拒否するという内容のものであった。

国内においては、上述のごとく民間で活発な憲法試案作りが行われていた。自由党、進歩党の保守党天皇主権論であったことは言うまでもない。共和国憲法案としては、高野案や日本共産党憲法草案があったが、社会党案は天皇を含む「国民協同体」主権案であった。

労働運動も1945年末より嵐のように勃興しつつあった。1946年1月にはストライキ参加22万人を超えた。闘争方法も労働者による「生産管理」にまで突き進むこともあった。1947年2月1日には、結果的にはGHQによって禁止された大規模なゼネストが準備された。5月のメーデーには宮場前広場に50万人、全国で100万人が結集し、さらに同月の食糧メーデーには25万人が参加した。しかし、「憲法より飯だ」という即物的な脱政治的スローガンが影響力を持ち、食糧メーデーに際しては「民主人民政府樹立」の決議と共に天皇への「上奏文」が採択されるなど、天皇制に対する幻想はまだ強いものがあった。もとより、マッカーサーが憲法改定を急いだ理由のひとつに、労働運動が憲法問題を主テーマとして取り上げる前に、ことを済ましておきたいという思惑があったことも否定できない。

3. 絶対主義天皇制からブルジョア君主制＝象徴天皇制への移行

① 絶対主義天皇制の物質的基盤の崩壊

戦前の国家権力は、天皇を頂点とする一部宮廷貴族・官僚・軍部に専制的な権力が集中した絶対主義権力であった。絶対主義権力は資本主義の発展と階級関係の変化に応じて、ボナパルティズム、ファシズムの形態をとるが、絶対主義権力の本質には変化はなかった。この権力を代表する組織は元老・重臣・軍部・枢密院・貴族院（＝華族制度）・内大臣等であり、この権力を支える階級関係は、半封建的寄生地主階級と財閥に代表される独占ブルジョアジーとの階級的均衡であった。

敗戦によって、絶対主義権力の組織と皇室財産は全て廃止された。寄生地主制は2度にわたる農地改革で廃止され、農地の耕作農民への開放というブルジョア革命の基本的任務のひとつが、これによって解決された。

財閥も形式的には解体され、多数の会社に分割された。しかし、独占資本それ自体はもちろん、解散させられたわけではなかった。

絶対主義を支えた政府・軍部の最高責任者が極東国際軍事裁判にかけられた。高級官僚は約3000名中の約180名、特別高等警察官など思想警察約4800名、主として大政翼賛会系の政治家、等が公職追放された。但し、裁判官は公職追放を免れた。総体として、日本の官僚制自体は温存された。

② 金融独占ブルジョアジーの権力

皇族内閣の後、ブルジョア政治家・幣原元外相が担ぎ出され、ブルジョアジーたちは予期せぬ権力を手にした。ブルジョア政治家たちは敗戦当初、憲法改定過程に端的に示されたごとく、なお天皇制絶対主義の維持に固執したが、内外の政治情勢はこれを容認しえなかった。

日本のブルジョアジーとその政治家たちは、出生以来の体に染み付いた王党派根性を棄てきれず、かつまた人民統治の便宜上、成立した象徴天皇制を最大限利用することも忘れなかった。君主制ほど人民統治にとって便利で融通無碍な統治手段は無いからである（レーニン）。

③ 象徴天皇制の政治的機能

天皇は敗戦直後、国民を慰撫するために全国巡幸を行った。現在でも、大規模災害地には慰問訪問を行っているが、これも同様の趣旨である。日本国憲法制定後の暫くは天皇制の政治的機能について特別に目だったものはなかったが、皇太子結婚式典(1959年)以後、庶民に親しみある天皇制として大々的にマスコミ・週刊誌に登場するようになり、中曽根政権の1980年代なかば以来、日韓首脳会談、日の丸掲揚・君が代斉唱問題等で天皇制の政治的意義がクローズアップされるようになった。特に、昭和天皇の闘病と死去の間のマスコミの親皇室報道は著しいものであった。昭和天皇の喪中は、国民はさまざまな行事を自粛させられ、全国民があたかも天皇の前にひれ伏し、全国民が天皇制一色に染められた観さえあった。最近では、秋篠宮家に男子が誕生するやマスコミも政府要人も最大の国家慶事であるかのごとく寿いだ。大日本帝国憲法における天皇制崇拜が、軍隊や学校教育を通じてなされたのに対して、日本国憲法下での天皇制崇拜は、このようにマスコミを通じて深く浸透させられているのだ。

日本国憲法においては、天皇の政治的権能は否定されている。だが、天皇が持つ政治的

意義は、極めて大きい。日本国憲法は天皇を「日本国民の統合の象徴」と規定しているが、これは象徴天皇制の本質の一つを表現している。つまり、天皇は諸階級・諸政党の諸利害を超越した聖なる存在として、換言すれば諸階級・諸政党の階級的和解のシンボルとして規定されているのである。したがって、政治的には野党といえども、それは「陛下の野党」であって、天皇の前では政治的闘争は休止しなければならない。その象徴的事例が、国会の開会式において、いわゆる革新政党も含めて全政党が天皇の前に頭を垂れて開会宣言を謹聴する様である。

つい最近生じたタイのクーデタは、君主の政治的意義を検討する場合、大きな示唆を与えている。このクーデタによって合法政府が倒されたが、国王の承認によって、それは正当化された。もとより、タイと日本の国家制度は異なっているが、クーデタのごとき非常時において、つまり憲法が武力によって停止された場合、いかなる事態が生じるのか、という問題がここにある。

国家権力が直接、天皇制批判者を弾圧することが困難な場合、右翼勢力による言論的・物理的暴力が公使される。「日本国民の統合の象徴」に反抗する者にたいしては、「非国民」や「売国奴」のレッテルが貼られて、社会から追放される。最近、右翼月刊・週刊誌では、異論者をこれらの言葉で罵倒することが大々的に行われているが、これらはその先駆である。

暴力的制裁も公然と行われてきた。中央公論社社長宅襲撃殺人事件、長崎市長狙撃事件はその典型である。ごく最近の例では、首相の靖国参拝に批判的な発言を行っていた加藤紘一議員の自宅隣接事務所が右翼によって放火された。だが、あれほど外国のテロ対策に熱心であった小泉首相以下政府要人は、この国内のテロ事件について事実上、ほとんど公式発言を行わなかった。こうして、タブー領域の設定によって、出版・言論の自由の権利などの基本的人権の抑圧が、直接的な国家権力以外の手によって行われている。しかし、憲法が改定されれば、天皇批判は「公益及び公の秩序」違反として直ちに、国家権力により直接的に弾圧されこととなる。もとより、憲法改定を待たずとも、日の丸掲揚・君が代斉唱に従わない教員の行政的処罰がすでに、東京都を筆頭に厳しくなされ始めているが、それはいわば弾圧の予行演習である。

イラク派兵を強行した小泉内閣にあって、麻生太郎外相は天皇の靖国神社拝礼を主張した。日本では今日でも、戦争遂行のためには天皇制と靖国神社は不可欠である。人間が死を決して戦うためには、死を自ら納得させるためには、人間の価値を超越する価値の存在がしばしば求められる。戦前、日本兵は天皇のために死ねば、その魂が靖国神社に祭られると言われ、自己の死を喜びに変えさせられて、死地に赴いたのである。中曽根元首相は

「靖国神社が無くてどうして戦争ができるか」と言った話は有名である。現在でも、自衛隊の殉職者は本人や遺族の意思にかかわらず、靖国神社に祭られ、この意味で靖国神社は自衛隊の存続のためには今もってなお必要不可欠な宗教的・イデオロギー的装置である。

小泉首相の靖国公式参拝をめぐって、あたかも問題はA級戦犯合祀問題にその本質があるかのごとき論争がなされている。だが、問題を合祀問題に限定してはならない。合祀前は、昭和天皇が靖国参拝を行っていたという事実、そして最近明らかにされた事実は、天皇が靖国参拝を中止した原因がA戦犯合祀にあったということである（「天皇発言メモ」富田朝彦・元宮内庁長官）。つまり、A級戦犯の分祀が実現すれば再び天皇の靖国参拝も許されるのか、という根本問題が生じているのだ。したがって、富田メモの公表は靖国神社への天皇参拝に向けた伏線とも解釈される。仮に分祀が行われるような事態になっても、靖国神社が全体としてアジア太平洋戦争礼賛を根本方針としていることには変わりはない。そこに、天皇が再び参拝するような事態となれば、それは、かつて昭和天皇が参拝したこととはまた違い、有事法制が整備された現在、さらに朝鮮民主主義人民共和国に対する国連と政府の制裁が始まった現在、新たな戦争の前触れとしての意味を持つかも知れない、という重大性を留意しておかなければならない。

あとがき

自民党「新憲法草案」の問題点については、冠木克彦弁護士の憲法講演に教示されることが多かった。もとより、文責はすべて筆者にあるが、紙面を借りて感謝したい。憲法制定過程については、竹前栄治・岡部史信『第1巻 憲法制定史』（2000年6月、小学館文庫）が非常によくまとまっているので、学生諸君は是非一読願いたい。憲法制定過程をソ連側から観察した数少ない著作のひとつとして、イ・ラティシエフ著、本間七郎訳『日本の憲法問題』（1962年7月、刀江書院）が参考になった。（2006.10.25）